

議案第 4 4 号

市川市手数料条例の一部改正について

市川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市手数料条例の一部を改正する条例

市川市手数料条例(平成 1 1 年条例第 4 0 号)の一部を次のように改正する。

別表狂犬病予防法関係手数料の表狂犬病予防注射の項中「2,950円」を「3,150円」に改める。

別表建築基準法関係手数料の表建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査の項中「7,500円」を「10,000円」に、「13,000円」を「21,000円」に、「21,000円」を「36,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「28,000円」を「47,000円」に、「51,000円」を「77,000円」に、「62,000円」を「109,000円」に、「150,000円」を「308,000円」に、「260,000円」を「450,000円」に、「500,000円」を「876,000円」に改め、同項備考を同項備考1とし、同項備考に次のように加える。

- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 2 7 年法律第 5 3 号)第 1 1 条第 1 項ただし書又は第 1 2 条第 2 項ただし書の適用を受ける場合(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成 2 8 年国土交通省令第 5 号)第 2 条第 1 項第 1 号に該当する場合に限る。)

のこの項の額は、同項に定める額に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料の表建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を加算した額とする。

別表建築基準法関係手数料の表建築設備及び工作物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査の項中「１３，０００円」を「２４，０００円」に、「６，０００円」を「９，０００円」に、「６，５００円」を「１１，０００円」に、「４，０００円」を「７，０００円」に、「１２，０００円」を「２２，０００円」に、「５，０００円」を「９，０００円」に改め、同表建築物に関する完了検査（次項に掲げる場合を除く。）の項中「１１，０００円」を「２４，０００円」に、「１３，０００円」を「３１，０００円」に、「１７，０００円」を「４２，０００円」に、「５００平方メートル」を「３００平方メートル」に、「２４，０００円」を「６０，０００円」に、「３９，０００円」を「９８，０００円」に、「５５，０００円」を「１２７，０００円」に、「１３０，０００円」を「２０２，０００円」に、「２００，０００円」を「３１９，０００円」に、「４１０，０００円」を「６４８，０００円」に改め、同表中間検査をした建築物に関する完了検査の項中「１０，０００円」を「２１，０００円」に、「１２，０００円」を「２８，０００円」に、「１６，０００円」を「３９，０００円」に、「５００平方メートル」を「３００平方メートル」に、「２３，０００円」を「５７，０００円」に、「３８，０００円」を「９５，０００円」に、「５１，０００円」を「１１９，０００円」に、「１２０，０００円」を「１８５，０００円」に、「１９０，０００円」を「３０２，０００円」に、「４００，０００円」を「６３１，０００円」に改め、同表建築設備及び工作物に関する完了検査の項中「１４，０００円」を「４０，０００円」に、「９，０００円」を「２２，０００円」に、「１０，０００円」を「２５，０００円」に改め、同表建築物に関する中間検査の項中「もの １０，０００円」を「もの ２１，０００円」に、「１２，０００円」を「２８，０００円」に、「１６，０００円」を「３４，０００円」に、「５００平方メートル」を

「３００平方メートル」に、「２２，０００円」を「４６，０００円」に、「３６，０００円」を「６５，０００円」に、「４９，０００円」を「８９，０００円」に、「１１０，０００円」を「１８３，０００円」に、「１７０，０００円」を「３０１，０００円」に、「３６０，０００円」を「６３１，０００円」に改め、同表建築設備及び工作物に関する中間検査の項を削る。

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査を受けていない低炭素建築物新築等計画の項第１号ア中「以外の方法」を削り、同号ア(ア)中「３６，０００円」を「１８，０００円」に改め、同号ア(イ)中「４０，０００円」を「２０，０００円」に改め、同号イ中「誘導仕様基準に適合するかどうかを評価する方法」を「基準省令第１０条第２号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法（以下この表及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料の表において「誘導仕様・計算併用法」という。）」に改め、同号イ(ア)中「１８，０００円」を「２７，０００円」に改め、同号イ(イ)中「２０，０００円」を「３０，０００円」に改め、同号に次のように加える。

ウ ア及びイに規定する方法以外の方法による場合 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) ２００平方メートル未満のもの ３６，０００円

(イ) ２００平方メートル以上のもの ４０，０００円

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査を受けていない低炭素建築物新築等計画の項第２号ア中「以外の方法」を削り、同号ア(ア)中「７３，０００円」を「３４，０００円」に改め、同号ア(イ)中「１２２，０００円」を「６０，０００円」に改め、同号ア(ウ)中「２０８，０００円」を「１０９，０００円」に改め、同号ア(エ)中「２９８，０００円」を「１６５，０００円」に改め、同号イ中「誘導仕様基準に適合するかどうかを評価する方法」を「誘導仕様・計算併用法」に改め、同

号イ(ア)中「34,000円」を「54,000円」に改め、同号イ(イ)中「60,000円」を「91,000円」に改め、同号イ(ウ)中「109,000円」を「158,000円」に改め、同号イ(エ)中「165,000円」を「231,000円」に改め、同号に次のように加える。

ウ ア及びイに規定する方法以外の方法による場合 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 73,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
122,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
208,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 298,000円

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査を受けていない低炭素建築物新築等計画の項第4号ア中「以外の方法」を削り、同号ア(ア)中「73,000円」を「34,000円」に改め、同号ア(イ)中「122,000円」を「60,000円」に改め、同号ア(ウ)中「208,000円」を「109,000円」に改め、同号ア(エ)中「298,000円」を「165,000円」に改め、同号イ中「誘導仕様基準に適合するかどうかを評価する方法」を「誘導仕様・計算併用法」に改め、同号イ(ア)中「34,000円」を「54,000円」に改め、同号イ(イ)中「60,000円」を「91,000円」に改め、同号イ(ウ)中「109,000円」を「158,000円」に改め、同号イ(エ)中「165,000円」を「231,000円」に改め、同号に次のように加える。

ウ ア及びイに規定する方法以外の方法による場合 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 73,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

1 2 2, 0 0 0 円

(ウ) 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの
2 0 8, 0 0 0 円

(エ) 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの 2 9 8, 0 0 0 円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料の表建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	1 件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 仕様基準（基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。）に適合するかどうかを評価する方法による住宅部分に係る申請 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 一戸建ての住宅 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 ア) 2 0 0 平方メートル未満のもの 1 8, 0 0 0 円 イ) 2 0 0 平方メートル以上のもの 2 0, 0 0 0 円 イ 共同住宅等 次に掲げる建築物の延床面積（建築物の延床面積から共用部分の延床面積を除いた面積のみを審査の対象とするときは、建築物の延床面積から共用部分の延床面積を除いた面積）の区分に応じ、それぞれに定める額 ア) 3 0 0 平方メートル未満のもの 3 5, 0 0 0 円 イ) 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの 6 0, 0 0 0 円 ウ) 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの 1 0 9, 0 0 0 円 エ) 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの 1 6 6, 0 0 0 円 (2) 仕様・計算併用法（基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。）による住宅部分に係る申請 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 一戸建ての住宅 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 ア) 2 0 0 平方メートル未満のもの 2 7, 0 0 0 円 イ) 2 0 0 平方メートル以上のもの 3 0, 0 0 0 円 イ 共同住宅等 次に掲げる建築物の延床面積（建築物の延床面
----------------------------	--

積から共用部分の延床面積を除いた面積のみを審査の対象とするときは、建築物の延床面積から共用部分の延床面積を除いた面積)の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 54,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 91,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 159,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 232,000円

(3) 前2号に規定する方法以外の方法による住宅部分に係る申請 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 200平方メートル未満のもの 36,000円

(イ) 200平方メートル以上のもの 40,000円

イ 共同住宅等 次に掲げる建築物の延床面積(建築物の延床面積から共用部分の延床面積を除いた面積のみを審査の対象とするときは、建築物の延床面積から共用部分の延床面積を除いた面積)の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 73,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 122,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 209,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 299,000円

(4) 第1条モデル建物法(基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。以下この表において同じ。)による申請 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 工場等(建築物の非住宅部分の全部を工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物をいう。イ及び次号において同じ。)以外の用途に供する建築物 次に掲げる建築物の延床面積(増築又は改築に係る申請の場合は、当該増築部分又は当該改築部分の延床面積。イ及び同号において同じ。)の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 300平方メートル未満のもの 92,000円
- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 118,000円
- (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 155,000円
- (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 251,000円
- (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 328,000円
- (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 395,000円
- (キ) 25,000平方メートル以上のもの 463,000円

イ 工場等 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 300平方メートル未満のもの 20,000円
- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 28,000円
- (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 40,000円
- (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 101,000円
- (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 152,000円
- (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 189,000円
- (キ) 25,000平方メートル以上のもの 235,000円

(5) 第1条モデル建物法以外の方法による申請 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 工場等以外の用途に供する建築物 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 300平方メートル未満のもの 242,000円
- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 303,000円
- (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 392,000円
- (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 559,000円

	(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 689,000円
	(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 815,000円
	(キ) 25,000平方メートル以上のもの 929,000円
イ 工場等	次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額
	(ア) 300平方メートル未満のもの 24,000円
	(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 32,000円
	(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 45,000円
	(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 108,000円
	(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 160,000円
	(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 198,000円
	(キ) 25,000平方メートル以上のもの 245,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料の表建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査申請に併せて登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査に係る適合証（以下この表において「適合証」という。）の写しその他建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合していることを示す書類として市長が別に定めるもの（以下この表において「性能向上計画に係る適合証等」という。）が提出された場合以外の場合の項第1号中「以外の方法」を削り、同号ア(ア)中「36,000円」を「18,000円」に改め、同号ア(イ)中「40,000円」を「20,000円」に改め、同号イ(ア)中「73,000円」を「35,000円」に改め、同号イ(イ)中「122,000円」を「60,000円」に改め、同号イ(ウ)中「209,000円」を「109,000円」に改め、同号イ(エ)中「299,000円」を「166,000円」に改め、同項第2号中「誘導仕様基準に適合するかどうかを評価する方法」を「誘導仕様・計算併用法」に改め、

同号ア(ア)中「18,000円」を「27,000円」に改め、同号ア(イ)中「20,000円」を「30,000円」に改め、同号イ(ア)中「35,000円」を「54,000円」に改め、同号イ(イ)中「60,000円」を「91,000円」に改め、同号イ(ウ)中「109,000円」を「159,000円」に改め、同号イ(エ)中「166,000円」を「232,000円」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前2号に規定する方法以外の方法による住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 200平方メートル未満のもの 36,000円

(イ) 200平方メートル以上のもの 40,000円

イ 共同住宅等 次に掲げる建築物の延床面積（建築物の延床面積から共用部分の延床面積を除いた面積のみを審査の対象とするときは、建築物の延床面積から共用部分の延床面積を除いた面積）の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 73,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
122,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
209,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 299,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料の表建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の項を削る。

別表宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料の表を次のように改める。

宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の額
宅地造成等規制法の一部を	1件につき、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号

改正する法律（令和４年法律第５５号）附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	に定める額を合計した額とする。ただし、その額が４２０，０００円を超える場合にあっては、４２０，０００円とする。 (1) 宅地造成に関する工事の設計の変更（次号のみに該当する場合を除く。）次に掲げる変更前の盛土又は切土をする土地の面積（同号に規定する変更がない場合であって、盛土又は切土をする土地の縮小を伴うときにあっては、縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）の区分に応じ、それぞれに定める額 ア ５００平方メートル以内のもの １，２００円 イ ５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの ２，１００円 ウ １，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの ３，１００円 エ ２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの ４，７００円 オ ５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの ６，７００円 カ １０，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以内のもの １１，０００円 キ ２０，０００平方メートルを超え４０，０００平方メートル以内のもの １７，０００円 ク ４０，０００平方メートルを超え７０，０００平方メートル以内のもの ２５，０００円 ケ ７０，０００平方メートルを超え１００，０００平方メートル以内のもの ３４，０００円 コ １００，０００平方メートルを超えるもの ４２，０００円 (2) 盛土又は切土をする新たな土地に係る宅地造成に関する工事の設計の変更 当該盛土又は切土をする新たな土地の面積に応じ、前号に定める額に１０を乗じて得た額 (3) 前２号に掲げるもの以外の変更 １０，０００円
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第１５条第２項の規定により同法第１２条第１項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は	１件につき、次の各号に掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) ３，０００平方メートル以内のもの ３，１００円 (2) ３，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以内のもの ６，２００円 (3) ２０，０００平方メートルを超え４０，０００平方メートル以内のもの １１，３００円

特定盛土等に関する工事に 係る中間検査	ル以内のもの 12,400円
	(4) 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 24,900円
	(5) 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 43,600円
	(6) 100,000平方メートルを超えるもの 62,300円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料の表の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表建築基準法関係手数料の表、別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表及び別表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料の表の規定は、令和7年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料の表の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴い住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の事務に係る手数料の額を定めるとともに、宅地造成及び特定盛土等規制法の改正に伴い宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査に係る手数料の額を定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。